

明石市職員

被後見人受験可能に

条例案提出へ 全国初、職種問わず

明石市は17日、地方公務員法の欠格条項に該当する成年後見制度に基づく「被後見人」や「被保佐人」も全職種の市職員採用試験を受けられるように、独自の条例を制定すると発表した。市によると、一部の職種で受験可能な例はあるが、全職種は全国の自治体で初めてという。19日開会の市会定例会に条例案を提出する。

成年後見制度は知的障害などによって判断能力が不十分な成人を法律的に保護、支援する制度。地方公務員法では、状態が重い被後見人と被保佐人は公務員になれないが、条例を定めた場合は除外するとしている。

条例案では、被後見人などを職員として採用できることに加え、職員が被後見人などになつた場合も失職しないと規定。可決されれば、臨時職員の採用試験にも適用され、被後見人などはほかの受験者と同一条件で試験を受けられる。

被後見人になると選挙権と被選挙権を失うという公選法の規定が2013年に東京地裁で違憲とされ、同年の法改正で投票できるようになった。昨年には、大阪府吹田市の元男性職員が被保佐人となっ

て失職させられたのは違憲だとして、市への地位確認訴訟を大阪地裁へ起こした。

泉房穂市長は会見で「本人を支援する制度を利用したことで、不利益を受けるべきではない。全国で同様の制度が広まってほしい」と訴えた。

(井原尚基)

市の取り組み評価

新潟大学法学部の上山泰教授(民法)の話 条例案は被後見人などを特別扱いするのではなく、同

じ入り口に立たせる内容。政治家になれるのは行政職員になれないのはバランスに欠けており、明石市の取り組みは高く評価できる。